

さいたま市水道局告示第 1 4 6 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項に規定する指定給水装置工事事業者の更新を同法第 2 5 条の 3 の 2 第 3 項に基づき、次のとおり指定の更新を決定したので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 3 年さいたま市水道部企業管理規程第 4 0 号）第 1 1 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 指定の更新を決定した指定給水装置工事事業者

- 次の表のとおり

指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第 3 6 号 株式会社飯沼工務店 埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目 6 7 番地 1 飯沼 章 令和 7 年 9 月 2 9 日 令和 7 年 9 月 3 0 日から令和 1 2 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第 1 6 8 号 有限会社平成興業 埼玉県さいたま市南区文蔵二丁目 3 番 4 号 町井 幸臣 令和 7 年 9 月 2 9 日 令和 7 年 9 月 3 0 日から令和 1 2 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第 2 0 4 号 エフシー・サービス株式会社 埼玉県川口市柳崎五丁目 1 7 番 3 号 澤地 洋政 令和 7 年 9 月 2 9 日 令和 7 年 9 月 3 0 日から令和 1 2 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第 2 0 7 号 アズビル金門株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 2 4 番 1 号 奥村 賢二 令和 7 年 9 月 2 9 日 令和 7 年 9 月 3 0 日から令和 1 2 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第 2 2 0 号 株式会社昭和技研 東京都品川区平塚一丁目 1 1 番 1 7 号 中村 彰男 令和 7 年 9 月 2 9 日 令和 7 年 9 月 3 0 日から令和 1 2 年 9 月 2 9 日まで
指 定 番 号 及 び 名 称 住 所 代 表 者 名 従前の指定の有効期間満了日 指 定 の 有 効 期 間（更 新）	第 1 2 7 7 号 株式会社タカギ 北九州市小倉南区堀越 4 1 3 高城 いづみ 令和 7 年 9 月 2 9 日 令和 7 年 9 月 3 0 日から令和 1 2 年 9 月 2 9 日まで

指定番号及び名称 住所 代表者名 従前の指定の有効期間満了日 指定の有効期間（更新）	第1279号 エスピーアール 埼玉県さいたま市緑区大字大間木1754番地5 鈴木 悠司 令和7年9月29日 令和7年9月30日から令和12年9月29日まで
指定番号及び名称 住所 代表者名 従前の指定の有効期間満了日 指定の有効期間（更新）	第1287号 株式会社桜庭工業 埼玉県さいたま市見沼区丸ヶ崎1220番地ベンチャーオフィスK-1-206号 櫻庭 薫 令和7年11月29日 令和7年11月30日から令和12年11月29日まで